

北の防人大湊地区都市再生整備実施設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

平成23年7月25日
むつ市告示第58号

(設置)

第1条 北の防人大湊地区都市再生整備実施設計業務を委託するに当たり、プロポーザルの審査を厳正かつ公平に行い、最優秀案を選定し、当該業務委託契約を締結することとなる設計者を特定するため、北の防人大湊地区都市再生整備実施設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル審査基準等の決定に関すること。
- (2) プロポーザル最優秀案の選定及び設計者の特定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審査委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、北の防人大湊づくりワークショップ市民代表者、関係職員等をもって組織する。

2 審査委員は、市長が委嘱する。

(委員長等)

第4条 審査委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は市長が指名し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 審査委員の任期は、審査委員会の目的を達成する日までとする。

(会議)

第6条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 会議は、審査委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議は、公開しない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、審査委員会において最優秀案を選定したときは、審査委員が署名した審査結果報告書により速やかに市長に報告するものとする。

(審査委員の責務)

第8条 審査委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

- 2 審査委員は、審査委員会を除くほか、直接又は間接を問わず、北の防人大湊地区都市再生整備実施設計事業に関与してはならない。
- 3 審査委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、市が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りでない。

(事務局)

第9条 審査委員会の事務局は、建設部都市建築課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。